あるカワセミ及びカイツブリについては、営巣が確認されておらず、周辺に採餌など生育に適した環境が広く残存する。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が6箇所存在するが、このうち4箇所については発掘調査が完了しており、記録保存がなされている。起業者は、残る2箇所についても滋賀県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、蛇砂川の流下能力の向上を図り、長命寺川流域の浸水被害を軽減させることを主な目的とする河川改修事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、事業計画の決定にあたっては、JR東海道新幹線と横断する箇所について、新幹線に与える影響が最も少ない箇所とした上で、起点から当該横断箇所までの下流区間及び当該横断箇所から終点までの上流区間のそれぞれについて比較検討が行われている。

下流区間については、河道法線を西側に寄せて新たに開削する申請案の他、現況の河道を拡幅する案及び河道法線を東側に寄せて新たに開削する案の3案について検討が行われているところ、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積は中位であるものの、移転を要する住家が最も少なく、架け替えの必要な橋梁が最も少ないことなどから施工性に優れるとともに事業費が最も廉価である。上流区間については、河道法線を東側に寄せて新たに開削する申請案の他、現況の河道を拡幅する案及び河道法線を申請案よりさらに東側に寄せて新たに開削する案の3案について検討が行われているところ、申請案と他の2案を比較すると、申請案は、用地取得面積及び移転を要する住家の数は中位であるものの、架け替えの必要な橋梁が最も少ないことなどから施工性に優れるとともに事業費が最も廉価である。以上のことなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、いずれの区間についても申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道及び農業用道路付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、長命寺川流域では、たびたび浸水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、近江八幡市長を会長とする蛇砂川改修促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　滋賀県近江八幡市役所

第6 収用の手続が保留されている起業地　滋賀県近江八幡市西生来町字金津、字宮ノ前、字福田及び字蒲生野口並びに末広町字中上地内

○中国地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

九号　島根県鹿足郡津和野町直地字国ケ原一一〇一一番一から同町直地字国ケ原一一〇一一番一まで（ただし、表示する部分のみ）　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束字深溝一〇六〇番一から同町大字逢束字下谷端一一七〇番一まで　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月三十日

○中国地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

九号　山口市小郡下郷字下開作三三八一番一から同市小郡平砂町一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月三十日

○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月三十日から一週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月三十日　北海道開発局長　高松　泰

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道増毛郡増毛町岩尾五五一番一地内	前	六・〇〇～三七・〇〇メートル	〇・〇八五キロメートル
〃	後	三五・五〇～八八・〇〇メートル	〇・〇八五キロメートル
〃	前	二七・〇〇～二八一・〇〇メートル	〇・二八〇キロメートル
〃	後	二七・〇〇～六九・〇〇メートル	〇・二八〇キロメートル
〃	前	二一・〇〇～四三・〇〇メートル	〇・七八一キロメートル
〃	後	四三・〇〇～一三四・〇〇メートル	〇・七八一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一百七十五号